平成２１年（フ）第２０９２号
横浜市保土ケ谷区川島町574番地　福寿ハウス101号
債務者　廣田　清子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉崎　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９号
岩手県久慈市二十八日町１丁目７番地
債務者　大橋　哲夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　幹大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第９４号
秋田県大仙市戸地谷字川前380番地10
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第９１９号
熊本市手取本町３番８号
債務者　西村美惠子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５３号
大分県臼杵市大字前田829番地の15
債務者　薬師寺清春
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番13―203号
債務者　元岡　亮輔
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
福井市下江守町第54号２番地45
債務者　壁下　秀雄
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１７号
北海道赤平市百戸町西５丁目３番地
債務者　川口　宜人
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
北海道赤平市百戸町西５丁目３番地
債務者　川口しずか
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
北海道芦別市西芦別町１番地　東１条４丁目・青葉団地178号
債務者　塚本　義宣
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
北海道芦別市上芦別町38番地
債務者　奥寺　康功
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
北海道滝川市西町３丁目５番35号　ブルーハイツ３号室
債務者　野口　和人
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
北海道砂川市空知太西１条３丁目１番５号
債務者　長谷川麻美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
北海道滝川市黄金町東２丁目10番30号　マスダ黄金ＭＳ－６号室
債務者　山田　照子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
北海道滝川市栄町１丁目12番20号
債務者　岡部　時子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町109番地
債務者　和田　郁子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第７１号
北海道北見市常盤町４丁目４番地11
債務者　前田　悟志
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
北海道網走郡美幌町字東２条北３丁目16番地の１
債務者　佐藤　敏幸
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係